

結婚・出産・子育て支援の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携して、妊娠期から子育て期までにわたる、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える取り組みを実施しました。
- イ 産後安心して子育てできるよう、周産期の親子を支える医療機関、産後ケア事業所等関係機関との連携強化をはかり、子育てしやすい環境づくりに努めました。
- ウ 疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳幼児健診、二次乳幼児健診、育児教室や相談を実施しました。
- エ 国が創設した「出産・子育て応援交付金」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時と出産後にそれぞれ5万円相当を給付する経済的支援を一体とした事業を、令和5年3月から開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援を充実させます。
- イ 妊娠前の健康管理の取り組みと、不妊治療の助成を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|-------------------------------|
| 昭和33年度 | 乳幼児健診開始 |
| 63年度 | 離乳食教室、1歳児教室開始 |
| 平成9年度 | 新生児訪問・妊産婦訪問開始（県から権限移譲） |
| 13年度 | 育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始 |
| 24年度 | 妊婦歯科検診開始 |
| 26年度 | 不育症治療費助成事業開始 |
| 27年度 | 産後ケア事業開始 |
| 28年度 | 子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置 |
| 30年度 | 母乳・育児相談事業開始 |
| 令和元年度 | 産婦健診事業開始 |
| 2年度 | オンライン離乳食教室・1歳児教室、オンライン子育て相談開始 |
| 4年度 | 出産・子育て応援事業開始 |

イ 統計資料

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------|----------|------------|------------|
| | 利用者数（人） | 利用者数（人） | 利用者数（人） |
| 不妊治療助成事業 | 264 | 224 | 121 |
| 産後ケア事業 | 81 | 63 | 72 |
| 母乳・育児相談事業 | 447 | 450 | 531 |
| 産婦健診事業 | 2,792 | 2,970 | 2,991 |
| オンライン離乳食教室（初期） | 年5回 延38人 | 年18回 延110人 | 年18回 延170人 |
| オンライン離乳食教室（中期） | 年4回 延15人 | 年18回 延44人 | 年18回 延80人 |
| オンライン1歳児教室 | 年3回 延22人 | 年18回 延52人 | 年18回 延79人 |

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

ア 3歳未満児のうち、保育園等に在籍していない子どもと保護者を対象に、経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、3歳未満児家庭サポートクーポンを配布しました。

(ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポーター訪問事業では、お子さん1人当たり年間20時間分の無料券を配布し、一時預かり事業では、お子さん1人当たり半日(4時間)の無料券を10枚配布しました。)

イ 老朽化と狭隘化が課題となっていた学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の実施場所を移転しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携を強化していきます。

イ 不登校児童・生徒の居場所として、教育委員会と連携しながら、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始(以降、平成23年度に梓川診療所(4月)、平成30年に丸の内病院(4月)、まつもと医療センター(7月)、4カ所で病児保育を実施)
- 25年度 引きこもりがちな子どもの居場所として、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 令和元年度 こどもプラザ4館すべてに「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュを1名ずつ配置
- 4年度 施設の狭隘化が課題であった学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の実施場所を移転しました。

イ 統計資料

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------|----------|-------------|-------------|
| こどもプラザ延べ利用者数(4館) | 42,581人 | 44,406人 | 43,543人 |
| つどいの広場延べ利用者数(21カ所) | 66,111人 | 67,225人 | 64,812人 |
| 子ども子育て安心ルーム相談件数(4館) | 3,411件 | 4,300件 | 4,148件 |
| 病児保育延べ利用者数/病後児保育延べ利用者数 | 773人/96人 | 1,603人/404人 | 1,755人/270人 |
| ファミリー・サポート・センター活動回数 | 2,269回 | 2,995回 | 2,782回 |
| 子育てサポーター訪問事業延べ利用者数 | 1,361人 | 2,341人 | 2,382人 |
| はぐルッポ延べ利用者数 | 1,596人 | 2,113人 | 2,836人 |

結婚・出産・子育て支援の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が放課後等に安心・安全に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 明善児童センターの建設（令和5年度建設）に伴い、建設予定地の地質調査及び実施設計を行いました。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（29カ所）で実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助をしました。
- ウ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を4カ所で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加や、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ります。
- イ 老朽化した木造児童館の改築や利用児童の増加により狭隘化した施設の増改築の検討をします。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び放課後児童クラブと一体的または、連携した事業実施を模索します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|--|
| 昭和41年度 | あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・児童センターを整備） |
| 61年度 | 並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始 |
| 平成20年度 | 放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大（平成27年度までに28カ所に拡大） |
| 22年度 | 山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置 |
| 23年度 | 旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置 |
| 24年度 | 高宮児童館を児童センターとして改築 |
| 26年度 | 島内児童館を児童センターとして改築 |
| 28年度 | あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築 |
| 29年度 | 松本市放課後子ども総合プラン施行 |
| 30年度 | 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施 |
| 令和2年度 | 蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築 |
| | 波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 |
| | 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置 |

イ 統計資料

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 児童館・児童センター他利用者数（32館） | 529,626人 | 527,581人 | 516,992人 |
| 放課後子ども教室利用者数（4カ所） | 4,731人 | 4,899人 | 3,515人 |

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和4年度の実施と成果

- ア 処遇改善・保育士の確保
- イ 幼稚園業務ICT化（保育園は令和2年度導入）
- ウ 新たな雇用区分の創設
- エ 潜在保育士の掘起し

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 全国的に保育士が不足する中、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。
- イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面を始めとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 平成16年度 | 保育園管理運営検討会の設置 |
| 29年度 | 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施 |
| 30年度 | 保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施 |
| 令和元年度 | 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施 |
| 2年度 | 正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化 |
| 3年度 | 会計年度任用保育士及び幼稚園教諭の月額報酬加算（令和4年2月から開始） |

イ 統計資料

| 区 分 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 正規保育士配置数 A | 248人 | 253人 | 261人 | 271人 | 279人 | 276人 |
| 正規休暇者数 B | 37人 | 33人 | 33人 | 32人 | 38人 | 33人 |
| 正規勤務数 C = A-B | 211人 | 220人 | 228人 | 239人 | 241人 | 243人 |
| 会計年度任用保育士数 D | 284人 | 250人 | 241人 | 205人 | 214人 | 205人 |
| 会計年度任用保育士休暇者数 E | 0人 | 6人 | 7人 | 8人 | 3人 | 6人 |
| 会計年度任用保育士勤務数 F | 241人 | 213人 | 205人 | 177人 | 187人 | 189人 |
| 会計年度任用保育士欠員数 G = D-E-F | 43人 | 31人 | 29人 | 20人 | 24人 | 10人 |

個性と多様性を尊重する学校教育

1 学都松本の推進

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年6月、第3次教育振興基本計画を策定しました。この計画では「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念に掲げています。子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 令和4年4月から、豊かな自然環境と少人数を活かした教育を展開する安曇小中学校に小規模特認校制を導入し、就学を希望する児童生徒は市全域から就学が可能になりました。
- イ 学校や家庭以外の居場所で、子どもの豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業を開始しました。学習支援と生活相談を行う8件の団体に交付金を交付し、学びの機会の多様化を推進しました。
- ウ 松本市と他都市の2つの学校で教育を受けることができる新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を、令和5年4月から市全体に導入することを決定し、大野川小中学校の積極的な活用を検討しました。
- エ 学都フォーラムを令和5年2～3月の7日間に分散開催し、学都松本の魅力を巡るまちなかウォーキングや、これからの学校教育の可能性を考える映画上映会及び意見交換会などに、250名超が参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 安曇小中学校の区域就学者が増加するなど効果が見られたことから、導入校の拡大に向け検討を進めます。
- イ 子どもの学びを地域で支える取組みを一層推進するため、学習支援団体の拡大を図ります。
- ウ 大野川小中学校でのデュアルスクールの積極的な活用のため、住宅支援等を関係課と連携して進めます。
- エ 「学都松本」の周知と、新たに第3次教育振興基本計画で掲げた「松本まるごと学都構想」の実現に向け、事業見直しも含め、部局横断的な連携により取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|---|
| 平成19年度 | 「学都」にふさわしい松本を目指し、市民から意見を募集し庁内ワーキンググループ会議で検討 |
| 23年度 | 松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定 |
| 24年度 | 第1回学都松本フォーラムの開催 |
| 25年度 | 学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置 |
| 29年度 | 第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け |
| 令和2年度 | 第9回学都松本フォーラム中止 |
| 3年度 | 学都松本フォーラム2022を開催 松本市教育大綱を新たに策定 |
| 4年度 | 安曇小中学校へ小規模特認校制を導入 学都松本寺子屋事業を開始 第3次教育振興基本計画を策定 学都松本フォーラム2023を開催 松本デュアルスクールの導入を決定 |

個性と多様性を尊重する学校教育

2 学校教育情報化推進事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのICTによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図るものです。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 小中学校の校務用及び学習用端末等ICT機器を長期リース契約に基づき継続配備するほか、次の新規及び拡充配備を行いました。
- ・「電子黒板」の拡充配備（普通教室や特別支援学級、特別教室）
 - ・オンライン授業配信用機器（マイクスピーカー機器等）の新規配備（全学級に配備完了）
- イ 校内の無線LAN通信環境の拡充整備をしました（校内中間教室や特別教室、および職員室等）。
- ウ 「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」を構築及び運用開始しました。保護者との「お便り配信」や「欠席連絡」のほか「職員間の連絡」等、双方向の情報伝達をスマートフォン等で実現することで、校務の情報化や負担軽減を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「電子黒板」等の大型提示装置について、令和4年度で全小中学校に配備完了しました。
- イ 子どもたちの理解度を踏まえながら、学年に適したICT活用授業を進め、主体的・対話的で深い学びを実現するための継続的な取組みが必要です。
- ICT支援員の支援を受けながら、各校で様々なICT手段を用いて実践を行っていますが、実践事例の蓄積及び共有等、各校での活用力向上を図る必要があります。
- ウ 休業時や不登校児童生徒の対応も含め、オンライン授業の定着と活用の取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度
- ・前年度末までに整備した「1人1台端末」や「通信環境（校内の無線LAN環境やモバイルWi-Fiルーター）」と教育用クラウドサービスを利用開始
 - ・学校を支援する「ICT支援員」を拡充配置（1→12名）
 - ・1人1台端末を用いた、休業時における自宅等のオンライン授業を想定した「学びの継続訓練」を実施
 - ・統合型校務支援システムを全校で運用開始

イ 統計資料

小中学校パソコン配備台数（令和5年3月31日現在）

| | 教育用端末 (パソコン教室) | タブレット端末 | | 校務用端末 (教職員用) | 図書館 端末 | 備 考 |
|-----|-------------------|----------|----------------|-----------------|-----------|-----|
| | | 総数 | (うち GIGA スクール) | | | |
| 小学校 | — | 12,885 台 | (12,684 台) | 1,036 台 | 56 台 | |
| 中学校 | 268 台 | 6,369 台 | (6,195 台) | 594 台 | 60 台 | |
| 計 | 268 台 | 19,254 台 | (18,879 台) | 1,630 台 | 116 台 | |

個性と多様性を尊重する学校教育

3 インクルーシブ教育の推進

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

一人ひとりの児童に最善の教育環境を整えることを目指して、こども部等が把握した就学前児童の情報を、小学校へ提供し、適切な対応を支援します。また、小学校と中学校の連携強化により、教育課題や地域課題の共有と、解決に向けた協力体制の確立を推進します。

(2) 令和4年度の実施と成果

- ア 副学籍制度を活用し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う児童生徒の交流が活発になるように、運用方法を改善し、校長会にて周知を図りました。
- イ 特別な支援を必要とする児童生徒に適切な支援がされるよう、こども部等と連携し、定期的に情報共有を図りました。
- ウ インクルーシブ教育を推進するセンターの早期開設を目指し、こども部や、医療、福祉の専門家と連携し松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を開催し、準備を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 運用方法の改善により、交流の打ち合わせ会開催の時期が早まり、交流のスタートが早くなりました。今後は、副学籍制度の一層の充実を目指して、保護者や職員への周知を図ります。
- イ 特に配慮を要する児童については、早期から支援会議を開催することにより、より適切な支援体制を整えることができるようになりました。あるぷキッズ支援室教育相談員との連携により、全校の特別支援学級を参観し、児童生徒への支援状況の把握と適切な指導を行いました。
- ウ 松本市特別支援教育推進協議会からの提言を受け、教育、福祉、医療等の各機関が連携し、子どもや保護者を支える「松本市インクルーシブセンター」設立に向け準備委員会を設置し、各機関との連携を進めながら令和6年4月開設を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども部と教育委員会の連携の必要性が増してきました。令和4年度は、こども部と連携し、松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を4回開催しました。教育、福祉、医療等の専門家から出された意見を集約し、令和6年4月開設を目途に具体的な調整を進めています。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計令和4年度まで）

| 年度 | 診断数 | 1校当平均 | |
|------|-------|-------|-----------|
| H 30 | 1,043 | 22.1 | ↓ 1.4倍 |
| R 元 | 1,153 | 22.5 | |
| R 2 | 1,279 | 27.2 | |
| R 3 | 1,415 | 30.1 | |
| R 4 | 1,463 | 31.1 | |

個性と多様性を尊重する学校教育

4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒の支援に取り組みます。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 9月と2月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、令和4年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、学校への定期的ないじめ実態調査により一人ひとりの子どもに寄り添った実態把握に努め、いじめ未然防止の取組みを協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーと指導主事が学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校職員とともに検討してきました。
- ウ 不登校児童生徒の支援として、校内中間教室と家庭をICTで結ぶ取組みや、距離的理由で既存の中間教室に通えない不登校児童生徒のために、南部に「ほっとスペース松原」など開設して、柔軟に対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和4年度の実態をもとに丁寧に学校訪問を重ね個々の子どもや家庭、そして教職員を支援することを通して、いじめの防止や不登校児童生徒への支援を迅速化していきます。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めます。
- ウ 南部には距離的理由で既存の中間教室に通えない不登校児童生徒がいることから、令和5年度中に「寿教育支援センター※」を設置します。
※文部科学省の方針に合わせて、「中間教室」を「教育支援センター」へ名称変更（R5.7.1規則改正）

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 指導・支援の中心的内容が小中学校では異なることから「小学校適応指導・学習指導改善配置事業」及び「中学校適応指導・学力向上推進教員配置事業」としました。
- 26年度 山間小規模校にも学力向上推進教員を配置し非免許指導教科の解消を図りました。
- 27年度 小学校は、小学校適応指導・学習指導改善教員として、30校のうち15校を本務校に、15人の非常勤嘱託職員を配置しました。中学校は、適応指導教員として10校に10人の非常勤嘱託職員を配置しました。
- 28年度 小学校は、小学校適応指導・学習指導改善教員として、30校のうち13校を本務校に、13人の非常勤嘱託職員を配置しました。中学校は、適応指導教員として11校に11人の非常勤嘱託職員を配置しました。
- 29年度～ 不登校支援及び未然予防のため「小学校適応指導・学習指導改善教員」「中学校適応指導教員」に代え「自立支援教員」を小学校13校13名/中学校16校17名配置を始め、令和4年度は、小学校25校26名/中学校16校17名配置しました。

イ 統計資料

不登校児童生徒の推移

| | 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 不登校児童数 | 189 | 221 | 224 | 308 |
| | 前年度増減 | | 32 | 3 | 84 |
| | 在籍率(%) | 1.5% | 1.8% | 1.9% | 2.6% |
| 中学校 | 不登校生徒数 | 270 | 236 | 304 | 372 |
| | 前年度増減 | | -34 | 68 | 68 |
| | 在籍率(%) | 4.3% | 4.0% | 5.2% | 6.3% |

※年度末に実施される「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)による

個性と多様性を尊重する学校教育

5 ゆたかな学びの実現

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

松本市教育委員会独自の教職員研修の充実を図ります。また、指導主事による学校訪問を通じて、教職員が課題意識をもっている教育活動について助言及び情報共有、相談を行います。

(2) 令和4年度の実践と成果

- ア 埼玉大学教授の岩川直樹先生による学校訪問指導を5回行いました。岩川先生から、子どもと教師の「ふれあい分かち合う教育」について、多くの示唆を得ることができました。
- イ 指導主事による学校訪問指導では、授業で見られた子どもや先生のよさを意味づけたり、先生方の願いや困り感に答えたりしながら、子どもが主人公となる授業づくりについて意見交換しました。
- ウ 教職員のICT活用指導力向上のために、「一人一台端末授業活用検討委員会」で学習用パソコンを活用した授業づくりの支援を行いました。
- エ 中核市として令和5年度から開始する独自研修計画を立案しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

埼玉大学教授の岩川直樹先生を学校に招いての懇談・講演、指導主事の学校訪問を通して、子どもと教師の関係性の大切さについて共有することができました。令和5年度は、子どもの観方をもとにした支援の在り方等の情報共有、相談を行い、学びの主人公である子どもが主体的に自己や他者と対話しながら、ゆたかな学びを実現できるよう支援していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 指導・支援の中心的内容が小中学校では異なることから「小学校適応指導・学習指導改善配置事業」及び「中学校適応指導・学力向上推進教員配置事業」としました。
- 26年度 山間小規模校にも学力向上推進教員を配置し非免許指導教科の解消を図りました。
- 27年度 中学校に、学力向上推進教員を16校に16人配置しました。松本市立学校職員研修事業を立ち上げました。
- 28年度 中学校に、学力向上推進教員を17校に17人配置しました。
- 29年度 中学校に、学力向上推進教員を18校に18人配置しました。
- 30年度～ 中学校に、学力向上推進教員を19校に19人配置しました。

イ 統計資料

埼玉大学教授の岩川直樹先生による講演会及び学校訪問の参加人数

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---|---|
| 全参加人数 | 216名 | 197名 |
| 講演会 | 第2回学力調査検討委員会 58名 ※講演会の資料とWeb会議を録画した動画を視聴するためのURLを、管内全小中学校に周知 | 第3回学力調査検討委員会 72名 |
| 学校訪問指導 | 松本市立鎌田小学校 42名 松本市立並柳小学校 20名 松本市立山辺小学校 27名 松本市立筑摩野中学校 44名 松本市立女鳥羽中学校 25名 | 松本市立島立小学校 21名 松本市立今井小学校 12名 松本市立波田小学校 43名 松本市立明善中学校 22名 松本市立信明中学校 27名 |

個性と多様性を尊重する学校教育

6 小中学校施設整備事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やエレベーターの設置等の工事を行い、学校施設の環境整備を目的としています。

また、学校施設は、災害時の避難所施設としての役割も併せもつため、誰もが使いやすい施設整備を目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第1期工事に着手、波田小で実施設計が完了。
- イ 小学校6校、中学校6校のトイレ改修工事を実施
- ウ 清水小でエレベーターといす式階段昇降機を設置
- エ 筑摩野中のグラウンド改修工事を実施
- オ 本郷小の耐力度調査の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

昭和40年代から50年代の人口急増に対応するため建設された学校が多く、その多くが老朽化し現在建替えの時期を迎えています。また、少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級は増加しています。今後は、子どもたちの個性を尊重し、多様な教育内容に柔軟に対応できる学校施設にするとともに、教職員の働き方改革につながる施設整備を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 平成25年度 | 国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定 |
| 28年度 | 松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定 |
| 30年度 | 学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を実施 |
| 令和2年度 | 上記業務委託結果を基に松本市学校施設長寿命化計画の策定 |
| 3年度 | 小学校2校でトイレ改修工事を実施 清水中学校にエレベーターを設置 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 丸ノ内中、開成中の耐力度調査の完了 |
| 4年度 | 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校6校、中学校6校のトイレ改修工事を実施 清水小にエレベーター及びいす式階段昇降機を設置 筑摩野中のグラウンド改修工事を実施 波田小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 本郷小の耐力度調査の完了 |

個性と多様性を尊重する学校教育

7 トライやるエコスクール事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成22年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動をとおして環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、学校独自の様々なアイデアを取り入れて教育実践に取り組んでいます。今後も地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組めるよう進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度 「トライやるスクール事業」として小学校3校、中学校2校のモデル校を対象に実施
 12年度 全校に実施を拡大
 22年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和4年度トライやるエコスクール事業費

| 区分 | 実施校 | 事業費 | 1校当たり平均額 | 備考 |
|-----|-----|---------|----------|---------------------------|
| 小学校 | 29校 | 7,116千円 | 245千円 | 29校には、あさひ分校が含まれています。 |
| 中学校 | 21校 | 8,369千円 | 399千円 | 21校には、あさひ分校、松原分校が含まれています。 |

トライやるエコスクール事業の活動例

| 区分 | 内 容 |
|----|--|
| 総合 | ・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1人1鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか |
| エコ | ・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか |

個性と多様性を尊重する学校教育

8 コミュニティスクール事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

市内の各小中学校区にコミュニティスクール運営委員会等を設置し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 学校や公民館などで構成するコミュニティスクール事業のあり方検討会等で、国の制度導入に向けて検討し、令和5年度にモデル校を設置、その効果検証をしたうえで、今後の導入について検討するよう整理しました。また、モデル校への国制度導入に伴い、学校運営協議会規則を制定しました。
- イ 国の制度導入にあたり、学校の負担軽減につなげるため、モデル校へ地域学校協働活動推進員の配置について検討しました。
- ウ モデル校の事業費については、学校と地域との連携事業費を柔軟に執行できるよう、コミュニティスクール事業費とトライやるエコスクール事業費を統合し、委託料として一括配当するよう調整をしました。
- エ 松本版コミュニティスクール事業は、従来どおり公民館長がコーディネーターとなって事業を進め、筑摩野中学校では、野溝帯復活プロジェクトに科学技術部が参画し、地域の伝統文化を学ぶとともに、生徒の地域貢献や自己肯定感の高まりにつながる事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年度から、大野川小中学校をモデル校として、地教行法に基づく学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置をします。モデル校の効果検証を踏まえ、今後の展開を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|----------|---|
| 平成 20 年度 | 地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9 地区） |
| 23 年度 | 事業の実施地区を市内 35 全地区に拡大（～継続） |
| 30 年度 | 学校サポート事業とコミュニティスクール事業を一体化し、松本版コミュニティスクールとして事業開始 |
| 令和 3 年度 | 学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施 コミュニティスクール事業のあり方検討会を立上げ |
| 令和 4 年度 | コミュニティスクール事業のあり方検討会等で国の制度導入などについて検討し、令和5年度から国のコミュニティ・スクールをモデル導入すること等を決定 |

1 子どもの権利推進事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和4年度の実施と成果

- ア 子どもの権利について、市民の皆さんへのさらなる浸透を図るため、11月に「まつもと子どもの権利ウィーク」を実施し、市民フォーラム、ポスター掲示及びパネル展等の啓発事業を集中的に行いました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談に対応しました（延268件）。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配付しました。
- ウ 子どもの意見表明や社会参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題に関する学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました。（委員37人、委員会16回）。
- エ 子どもにやさしいまちづくり委員会が、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書を作成し、市長に提出しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自己肯定感の高い子どもの割合は約6割に留まっています。子ども自身の自己肯定感を高めるため、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みの拡充を進めます。
- イ すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、中間報告書の提言を踏まえて、子どもの権利を尊重した施策を行うとともに、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 松本市子どもの権利に関する条例を施行
子どもにやさしいまちづくり委員会を設置
子どもの権利擁護委員を配置、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
- 26年度 まつもと子ども未来委員会を設置
子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとの「子ども交流事業」を開始
- 令和元年度 第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
- 3年度 まつもと子どもの権利ウィークを創設

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査

| 区分 | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和3年度 |
|---------------------|--------|--------|-------|
| 自己肯定感の高い子どもの割合 | 62.2% | 60.7% | 64.3% |
| 松本市子どもの権利に関する条例の認知度 | 23.6% | 57.4% | 66.4% |

未来につなぐ子ども福祉の充実

1 子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。
- イ 「こんにちは赤ちゃん事業」について、民生委員・児童委員及び主任児童委員への研修を実施し、乳児家庭の孤立を防ぐため事業の継続を図りました。
- ウ ヤングケアラー支援体制構築のため関係部署と協議を行うとともに、関係機関への研修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がいに関する相談や対応が増加し早期対応が困難な状況が生じているため、新設した医療的ケア児等コーディネーターとの連携体制を構築し、相談・支援の体制強化を図ります。
- イ ヤングケアラー支援について、新たに定めた支援体制を要保護児童対策地域協議会等を通じて関係機関と共有し、実際の運用を開始します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 児童虐待の防止等に関する法律施行
- 16年度 児童虐待の防止等に関する法律改正により、児童の安全確認や児童相談所への送致等が市町村に義務付けられる。
- 17年度 子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
- 18年度 要保護児童対策地域協議会を設置
- 21年度 こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
- 令和元年度 松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
- 2年度 松本市子ども家庭総合支援拠点設置

イ 統計資料

| | 家庭児童相談 | 子育てショートステイ事業 | こんにちは赤ちゃん事業 |
|-----|---------------|--------------|-----------------|
| 2年度 | 554件（内、虐待42件） | 33人（延べ63泊） | 626件（内、支援対象78人） |
| 3年度 | 512件（内、虐待42件） | 24人（延べ118泊） | 664件（内、支援対象73人） |
| 3年度 | 638件（内、虐待48件） | 20人（延べ158泊） | 182件（内、支援対象59人） |

※ こんにちは赤ちゃん事業について、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染予防のため訪問を中止し郵送で対応した期間がある。

未来につなぐ子ども福祉の充実

2 あるぶキッズ支援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

発達障がい及び発達に心配のある子どもとその保護者、子どもと関わる支援者（保育士・教諭等）を継続して総合的に支援していくことにより、すべての子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア あるぶキッズ支援室での電話及び面接相談を実施しました。
- イ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等への巡回支援
- (ア) 支援チームが巡回し、現場職員とともに支援計画の立案や対応方法についての助言を行いました。
- (イ) スムーズな就学に向け、4歳児への就学前巡回を実施しました。
- (ウ) 教育委員会と連携し、教育相談を経て通常学級に入学した1年生と支援学級への巡回を行いました。
- ウ 「あそびの教室」「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者支援の充実を図っています。
- エ 保護者支援の充実・強化のため、あそびの教室の見直しを行いました。
- オ 発達障がいによる不登校や引きこもりを防ぐため、学校教育課の不登校支援アドバイザーとともに、中学校訪問及び居場所支援場所での相談を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 早期受診・早期アセスメントが困難で、支援開始までに時間を要する状況が続いています。
- イ 学齢期の相談が増加し、相談内容は多様化しています。
- ウ 教育部とともに、学齢期支援の充実・強化のため、診断機能を持つセンター化に向けて、取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|---------------------------------|
| 昭和60年度 | あそびの教室開始（健康づくり課にて、療育型3グループで開催） |
| 21年度 | こども部の創設とともに、こども福祉課へあそびの教室の業務を移管 |
| 22年度 | あるぶキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始 |
| 27年度 | なんぶくプラザ内に「あるぶキッズ支援室」を整備 |
| 令和2年度 | 松本市発達障害児支援基本指針を策定 |

イ 統計資料

| 区 分 | R 2年度 | | R 3年度 | | R 4年度 | |
|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 回数 | 延参加人数 | 回数 | 延参加人数 | 回数 | 延参加人数 |
| あるぶキッズ支援室相談 | － | 871人 | － | 854人 | － | 1,087人 |
| 巡回支援 | 182回 | 864人 | 164回 | 595人 | 180回 | 632人 |
| サポート手帳の配付 | － | 7冊 | － | 4冊 | － | 12冊 |
| あそびの教室 | 298回 | 2,230人 | 324回 | 2,293人 | 246回 | 1,959人 |
| ペアレント・トレーニング | 41回 | 206人 | 40回 | 194人 | 42回 | 210人 |

未来につなぐ子ども福祉の充実

3 子どもの居場所づくり推進事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 地域における子どもの居場所づくりを推進し、安全、安心で温かな地域社会を創造することを目的に、概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付しました。令和4年度は16会場（14団体）の交付を決定しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症の流行に対しては、居場所での調理や飲食が困難な期間は、持ち帰りや軽食の提供も交付対象とするなど、柔軟に対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小中学校区に1カ所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和3年度と比較して、新規実施は3団体3会場ありましたが、支援者の高齢化等、今後の事業継続に課題を抱えている既存団体もあります。
- ウ 事業実施団体との連絡会議などを通じて、より新たに組みやすく、持続可能な事業にしていける必要があります。
- エ 様々な事情を抱えた子どもたちが、参加しやすくなるよう事業を行っていく必要があります。
- オ 民生委員への周知や市民へ向けた事業報告会の開催により、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|--|
| 平成25年度 | 「子ども貧困対策の推進に関する法律」施行 |
| 27年度 | 子どもの貧困対策に関する調整会議を設置 市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施 |
| 28年度 | 松本市ひとり親家庭実態調査 保育園・幼稚園における在園時調査を実施 |
| 29年度 | 松本市子どもの未来応援指針の策定 こどもの居場所づくり推進事業の開始 |

イ 統計資料

実施状況の推移

| 年度 | 団体数 | 会場数 | 実施地区 |
|--------|------|------|-------------------------------------|
| 平成30年度 | 9団体 | 10会場 | 8地区（第一、田川、庄内、寿台、島内、中山、寿、波田） |
| 令和元年度 | 9団体 | 11会場 | 7地区（第一、庄内、寿台、島内、寿、里山辺、波田） |
| 令和2年度 | 11団体 | 13会場 | 8地区（第一、第三、庄内、寿台、島内、寿、里山辺、波田） |
| 令和3年度 | 11団体 | 13会場 | 9地区（第一、第三、庄内、寿台、島内、島立、寿、里山辺、波田） |
| 令和4年度 | 14団体 | 16会場 | 10地区（第一、第三、庄内、寿台、島内、島立、新村、寿、里山辺、波田） |

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所（研修施設、体育施設）を6か所で開設しました。
- イ 新型コロナウイルスの影響により中止や縮小していたジュニア・リーダー講習会を「美ヶ原少年自然の家」で子ども会育成会と連携し、日帰りで実施しました。
- ウ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、リーダーの育成のため講習会等を実施します。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、様々な情報の中から正しい情報を選択する力を身に付けるため、教育委員会等と連携しながら講座を継続して実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 平成16年度 | 放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置 |
| 平成20年度 | 市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始 |
| 平成22年度 | 市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始 |
| 平成23年度 | 心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設 |
| 平成26年度 | あがた児童センター2階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置 |
| 平成29年度 | Mウイング2階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設しました。 |

イ 統計資料

| 区 分 | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | |
|--------------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 青少年の居場所 | 延べ利用人数 | 体育施設 | 563人 | 566人 | 551人 |
| | | 研修施設 | 718人 | 502人 | 622人 |
| メディア・リテラシー講座 | 実施校数 | | 22校 | 34校 | 35校 |
| | 受講者数 | 児童・生徒 | 3,266人 | 7,995人 | 7,393人 |
| 薬物乱用防止啓発講座 | 実施校数 | | 34校 | 37校 | 40校 |
| | 受講者数 | 児童・生徒 | 3,904人 | 4,249人 | 4,264人 |
| まちかど保健室 | 延相談件数 | | 75件 | 96件 | 53件 |

若者が活躍できる環境づくり

2 青少年ホーム事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを6回開催しました。また新規で、信濃むつみ高校の先生がコーディネーターとなり、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。
- イ ヤングスクールは、新型コロナウイルスの感染予防措置を行いながら、夏期は14講座、秋期は11講座、冬期は13講座を開催しました。
- ウ 若者が地域・企業に働きかけ、インターン企画を提案し、交流をしながらまちづくりに参加する「松本若者会議」に参加、協力しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 成人式関係は、令和3年成人式が新型コロナウイルスの影響で中止となった代替式典として「令和4年成人のつどい」を令和4年8月に開催しました。また、令和4年4月の法改正による成年年齢の改正に伴い、令和5年1月「ハタチの記念式典」と名称を変更し、二十歳の方を対象に開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が社会の中で孤立しないように、ひきこもり状態の若者を含め、気軽に利用できる魅力ある居場所づくりの推進と情報発信を行います。また、若者のひきこもりに対する理解と支援につなげるため、周知啓発事業を行います。
- イ 若者が積極的にまちづくりに参加するための、きっかけづくりを進めます。
- ウ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- エ ハタチの記念式典は、対象者を祝い激励すると共に、故郷松本の良さをPRし、将来松本にUターンし活躍する若者を増やすことを目的として開催します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始

イ 統計資料

青少年ホーム登録者数推移

| 年 度 | H 30 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数 (人) | 338 | 342 | 198 | 178 | 167 |

ニーズに応じた生涯学習の実現

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

教育委員会 生涯学習課

～第38回公民館研究集会・令和4年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

「公民館研究集会」と「地域づくり市民活動研究集会」を一体的に開催し、より広い地域課題を住民・市民活動団体・行政職員等、様々な立場の人が学びあい、多くの気づきを得て、自らの実践に繋げることを目的として開催します。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

ア 大会概要

(ア) 期日 令和5年2月19日(日)

(イ) 会場 中央公民館(Mウイング)他

(ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会

(エ) 主管 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」実行委員会

(オ) 内容

- ・「未来に託せる地域を目指す人々の学びと取り組み」をテーマとした、社会教育研究者による基調講演・聞き手との対談
- ・「伝統行事の継承」や「若者の地域参加」など、8つの分科会を実施
- ・基調講演はYouTubeライブ配信を活用し、ホールとオンラインによるハイブリット形式で開催

イ 参加者数 延べ430名

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 新たに地域づくりセンター強化モデル事業と絡めた4つの分科会を設定しました。モデル地区の報告に留まらず、事例から課題の本質や背景を共有し議論の場としたことで、多様な住民の参画を得られました。

イ 昨年度に引き続き、各地区で行った地域づくり等の実践事例を調査結果のもと、分科会テーマの選定を行いました。

ウ オンライン技術を生かし、四賀地区にサテライト会場を設置することで分科会テーマに即した立地での会場を実現しました。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年 3月 第1回松本市公民館研究集会 開催

平成19年 10月 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催

29年 1月 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会松本大会 開催

30年 2月 「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催

ニーズに応じた生涯学習の実現

2 教育文化センター再整備事業

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

「教職員を含む大人が、身に付けた知見等を学校や地域で子どもたちに還元していくための人材育成の拠点」等の再整備の方向性に沿って、新科学館構想において作成した基本計画（案）をベースに、アドバイザーの意見を参考としながら、施設のリノベーション内容や事業内容等について検討します。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

ア サイエンスを主に教育全般に知見のある3名のアドバイザーから意見を聞き、再整備内容を検討しました。アドバイザーからの意見として「この施設がハブとなり、人や学びのつながりを創出する」、「ICTを駆使して、空間や時間の制限なく、利用者のニーズに沿って学べる環境づくり」等がありました。

イ アドバイザー等の意見を参考に、新たな施設を教育文化センターと教職員研修センターの機能を併せ持ち、子どもと大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「(仮称)学都ラボ」としました。

ウ なるべくコストを抑えた施設整備とするため、既存設備の活用を基本としつつ、緊急性の高い箇所を中心に更新等をする方向性としてしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア (仮称)学都ラボの方向性を実現するため、不登校支援のオンライン授業や各種映像制作を行うスタジオ、来館者が自由に学習環境を選べ、情報共有の場となるフリースペースの整備等を検討します。その他、アドバイザーの意見を踏まえつつ、真に必要な機能や整備内容の検討を進めます。

イ 施設整備や事業のアップデートにおいて、セイコーエプソン株式会社をはじめとする、企業や大学等との連携を検討、実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | | |
|------|-----|--|
| 令和元年 | 8月 | 新科学館建設検討委員会を設置 |
| | 12月 | 教育民生委員協議会において基本計画（素案）を了承 |
| 2年 | 4月～ | 事業棚卸による事業の見直し |
| | 11月 | 見直し方針決定（宇宙に特化した展示内容の見直し、情報通信分野の再検討等） |
| 3年 | 1月 | 教育民生委員協議会において棚卸結果について報告 |
| | 4月～ | 中核市移行に伴う教職員研修について検討 |
| | 12月 | 市議会12月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明 |
| 4年 | 2月 | 経済文教委員協議会において再整備方針について了承 |
| | 4月～ | アドバイザー会議において再整備内容、施設・事業の方向性等について協議 |
| | 8月 | アドバイザー会議での意見等を基に教育文化センター運営委員会で意見交換 |
| 5年 | 1月 | アドバイザー会議において今後の方向性について協議 |
| | 3月 | 経済文教委員協議会においてアドバイザー会議の検討結果、「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性を報告 「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性について教育文化センター運営委員会で意見交換 |

ニーズに応じた生涯学習の実現

3 公民館等の改修、整備

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和4年度の実施状況と成果

ア 公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング（中央公民館）と奈川文化センター夢の森の屋根・外壁の補修、照明・トイレ他各種設備の更新及び松南地区公民館の改修工事の実施設計を行いました。

イ 地区公民館等灯油設備改修事業

灯油漏出の恐れがある地下配管設備の改修により、公民館における安全な学習環境の継続並びに周辺環境の保全を図りました。令和4年度は鳥立、岡田、本郷の3館の地下配管設備を地上化しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。

イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

| 年度 | 大規模改修 | 移転整備 |
|------|---------|------------|
| H 16 | 入山辺公民館 | - |
| H 20 | 安曇公民館 | - |
| H 22 | 梓川公民館 | - |
| H 24 | 神林公民館 | - |
| H 26 | 鎌田地区公民館 | - |
| H 27 | 今井公民館 | - |
| H 28 | 内田公民館 | - |
| H 29 | 笹賀公民館 | 波田公民館（移転） |
| H 30 | 和田公民館 | - |
| R 3 | - | 里山辺公民館（新築） |

イ 統計資料

公民館等の経過（築後）年数

| 経過年数 | 施設数① | 割合 ((①)/40*100) | |
|--------|------|--------------------|-------|
| | | 内、整備済み | |
| ～20年 | 7館 | 0館 | 17.5% |
| 21～30年 | 14館 | 1館 | 35.0% |
| 31～40年 | 13館 | 8館 | 32.5% |
| 41年～ | 6館 | 3館 | 15.0% |

整備状況

| 項目 | 施設数等 |
|---------------|-------|
| 生涯学習施設 | 40館 |
| 新築・移転・大規模改修済み | 11館 |
| 中間補修実施済み | 1館 |
| 整備割合（中間補修を除く） | 27.5% |

（統計の数値はR5年3月現在）

ニーズに応じた生涯学習の実現

4 図書館利用環境の充実

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

松本らしい生涯学習による「生きがいの仕組みづくり」をめざすため、生涯学習機会の場としての図書館利用を促進するため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本市図書館未来プランの策定新たな市民ニーズや社会の要請を踏まえ、地域の情報拠点となる図書館としてサービス充実を図るため、サービス計画の基本となる「松本市図書館未来プラン」を策定しました。
- イ 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」の推進ブックスタート・セカンドブック事業、人材育成事業の実施、中・高校生への働きかけの具体的な検討など、計画を着実に推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 図書館利用環境の充実市民のさらなる図書館利用促進を図るため、「松本市図書館未来プラン」に沿った図書館サービスの充実に努めます。
開館から31年が経過した中央図書館の大規模改修について検討します。また、市民の利便性向上のため、通勤通学に便利な場所等へのサービスポイントの設置や人の集まる中心市街地や駅周辺への図書館設置を検討します。
- イ 子どもの読書活動の推進
セカンドブック事業の実施にあたり学校司書との連携を図ると共に、事業の効果を検証するほか、中・高校生への働きかけ等の事業を着実に推進します。また、第2次学都松本子ども読書活動推進計画の最終年度となるため、計画の進捗状況の評価・検証を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成31年 2月 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
- 令和元年 5月 「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
- 2年 7月 「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出
- 4年10月 「松本市図書館未来プラン」策定

イ 統計資料

| 年 度 | H 30 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|-----------------|-------|-------|------------------|-------|-------|
| 市民1人当たり図書館貸出冊数 | 6.4冊 | 6.1冊 | 5.8冊 | 6.6冊 | 6.5冊 |
| 市民の図書館利用カード登録割合 | 46.9% | 44.4% | 21.7% (43.4%) | 20.7% | 20.2% |

※ 令和2年3/4～3/31(25日を除く)、4/1～5/15新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため全館閉館令和4年3/25～4/6耐震補強工事に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和4年6/20～6/24LED照明更新工事のため波田図書館が閉館

※ 令和2年度末に登録者のデータ削除基準を、登録カードの有効期限切れ10年以上の未更新者から2年以上に見直し。()内は旧基準割合

ニーズに応じた生涯学習の実現

5 図書館資料・情報の収集、提供

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 令和4年度は、16,952冊の蔵書の増加を図り、年度末の市民一人当たりの図書館蔵書数は5.6冊となりました。
- イ オンラインデータベース導入数が8件に増加しました。
- ウ 令和4年8月から長野県と県内市町村による協働電子図書館事業に参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状

社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図り、図書館蔵書数は年々増加しています。また、時間や空間の制約を受けず誰でも気軽に情報にアクセスできる電子図書館サービスの提供も進めています。
- イ 今後の課題

地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方、蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするICタグ導入、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|----------|---|
| 平成24年 5月 | 10番目の分館として「梓川図書館」を開館 |
| 26年 4月 | 官報情報検索サービスの開始 |
| 12月 | 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始 |
| 28年 3月 | 宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管 |
| 29年 4月 | 第一法規出版「D1 - Low.com」及び朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を導入 |
| 30年 3月 | 宗教館文庫の全てを博物館へ移管 |
| 31年 4月 | インターネット辞書・事典検索サイト「ジャパンナレッジLib」を導入 |
| 令和4年 4月 | 「理科年表プレミアム」、「日経テレコン」を導入 |

イ 統計資料

| 年 度 | H 30 | R 元 | R 2 | R 3 | R 4 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 蔵書数 | 1,249,146冊 | 1,269,412冊 | 1,291,469冊 | 1,307,599冊 | 1,324,551冊 |
| 市民一人当たり | 5.2冊 | 5.3冊 | 5.4冊 | 5.5冊 | 5.6冊 |

6 基幹博物館整備事業

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まるごと博物館構想の中核施設として位置付けられた、郷土松本を担うひとをつくる「ひとづくり」と、心豊かに夢がふくらみ育つまちをつくる「まちづくり」に資する学習拠点となる基幹博物館を整備します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 建築工事及び展示製作業務を完了しました。
- イ 小学生や保育園児を招いて展示等のモニタリングを実施し、改善点などを調整しました。
- ウ 松本市立博物館条例を改正し、休館日、観覧料等を決定しました。
- エ 管理運営について、令和5年10月からの指定管理者を指定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年10月の開館にむけ、特別展や各種事業の開催準備、指定管理者との調整などを進めます。
- イ 条例に定めのない事柄について、必要な条例施行規則等の改正を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | |
|--------|---|
| 平成11年度 | 松本城およびその周辺整備計画を策定 |
| 12年度 | 松本まるごと博物館構想を策定 |
| 17年度 | 日本民俗資料館が財団から市に寄贈され、松本市立博物館に名称変更 |
| 20年度 | 松本市基幹博物館基本構想を策定 |
| 21年度 | 松本市基幹博物館基本計画を策定 |
| 27年度 | 市議会教育民生委員協議会が、移転候補地を松本城三の丸地区とすることを了承 |
| 28年度 | 市議会議員協議会が、移転候補地を松本城大手門駐車場敷地とすることを了承 松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館建設計画を策定 |
| 29年度 | 設計プロポーザルで設計者を選定し、建築・展示の設計に着手 |
| 令和元年度 | 建築・展示の設計完了 主体工事・電気設備工事・機械設備工事の本契約を締結 借用地について、10年間の事業用定期借地権設定契約公正証書を作成 |
| 2年度 | 建築工事に本格着工 展示製作業務委託の本契約を締結し、準備工に着手 |
| 3年度 | 松本市基幹博物館1階活用市民会議を開催 |
| 4年度 | 建築工事竣工、展示製作業務完了 |

全ての世代にわたる食育の推進

1 子どもを豊かに育む食育の推進

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成をめざします。

(2) 令和4年度の実施と成果

ア 「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的に行っています。

(ア) 栄養教諭や調理員が学校を訪問して食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施しています。また、時節に応じた食育の資料を作成し、各学校・各家庭に配布する等、食に関する啓発を行いました。

イ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を進めるため、食材納入業者には主要野菜を中心に地場産物の納入を促し、安全安心な旬の食材を積極的に献立に取り入れるよう努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、R元年の小5の喫食率90.3%が、R4年の中2の喫食率では87.2%となっており、3.1%減少しています。

また、小学生と中学生を比較すると「朝食を食べない日」がある中学生の割合が多くなっています。朝食欠食の課題を各学校と共有し、小学4年生への朝食の授業を全校で実施するとともに、家庭へ情報発信しました。関係部署とも連携しながら、課題の改善につながる子どもの食育に取り組みます。

イ 地産地消を進めるなかで学校給食へ地物食材を積極的に取り入れました。地物食材を使用した献立作りや、J A、生産者グループ等との連携を進め、学校給食での地物食材の提供機会を増やします。また、給食用食材の安定供給のため、契約栽培等について研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取組みとして、学校給食に、松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を提供しています。旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

R元年：小学5年時90.3%→R4年：中学2年（R元年小学5年時）87.2% 3.1%減少

※ 長野県教育委員会事務局保健厚生課実施：令和4年度児童生徒の食に関する実態調査より

※ 設問は、R元年：喫食の有無 R4年度：学校がある日の喫食の有無

(イ) 学校給食における地物食材の使用率

主要野菜15品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和3年度当初25%、令和7年度末30%目標（令和4年度当初28.1%）

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していこうとするものです。

(2) 令和4年度の取組みと成果

- ア 一般給食から隔離した専用調理室で、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて、各学校へ配送しています。代替食品を使用し、手作りの対応食を提供しています。令和4年度アレルギー対応食提供人数169人（令和4年7月）
- イ 保護者に対し、個別懇談等を行い、対応食解除が進められるような取り組みをしています。令和4年度解除人数12人（令和5年3月）
- ウ 3年に一度となる食物アレルギー講演会を開催し、食物アレルギーの理解を一層深めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア アレルギー対応食提供人数は、27年度をピーク（203人）に若干減少し、その後横ばいとなっています。
- イ 学校との連携を充実させ、誤食予防対策の徹底に取り組みます。
- ウ 成長期に必要な栄養素を様々な食品から摂取できるよう、医師の指導のもと対応食解除に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成11年 | 1月 | アレルギー対応食提供開始（7食） |
| | 12年 | 4月 実施要綱制定 |
| | 13年 | 4月 西部学校給食センター開設 |
| | 17年 | 8月 アレルギー室拡張（西部） |
| | 18年 | 8月 アレルギー室拡張（第2） |
| | 21年 | 8月 東部学校給食センター開設 |
| | 25年 | 11月 食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」 |
| | 28年 | 10月 食物アレルギー講演会開催「正しく知ろう！～食物アレルギーの理解と対応～」 |
| | 29年 | 4月 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行 |
| 令和 | 元年 | 12月 食物アレルギー講演会開催「食物アレルギー～最近の進歩～」 |
| | 4年 | 4月 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行 |
| | | 11月 食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」 |

イ 統計資料

食物アレルギー対応食提供児童・生徒数（各年度7月1日現在） 単位：人

| 年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|------|-------|-----|-----|-----|
| 対象者数 | 187 | 179 | 167 | 169 |